阪神水道企業団公報

平成25年12月16日（月）
第263号
毎月15日発行

目　次

◇規　則◇

○　阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇告　示◇

○　阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の失職

○　阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の決定

○　平成25年第２回阪神水道企業団議会定例会の招集

◇公　告◇

○　阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について

○　浄水発生土の効率的な運用に関する検討業務委託の公募型プロポーザル方式の実施について

○　１期東部配水管（本線）更新工事その１の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　パーソナルコンピュータ　一式の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　給排気換気装置点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　熱交換器点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　オゾン接触槽及び活性炭吸着槽圧力室清掃業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　薬品注入配管修理工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　計装及びテレメータ無停電電源装置点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　冷却塔点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇規　　則◇

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第５号

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 １　この規則は、公布の日から施行し、昭和34年12月１日から適用する。 ２　平成25年12月１日から平成26年８月31日までの間、別表７級の項月額の欄中「100,000円」とあるのは「100,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、同表６級の項月額の欄中「71,000円」とあるのは「71,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、同表５級の項月額の欄中「42,000円」とあるのは「42,000円に100分の95を乗じて得た金額」とする。	附　則 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年12月１日から適用する。

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
４　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この規則は、平成25年12月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第20号

下記の者は、神戸市長の任期満了により、平成25年11月19日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

平成25年11月20日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

矢　田　立　郎

阪神水道企業団告示第21号

下記の者は、阪神水道企業団規約第７条の規定により、平成25年11月20日付けをもって、阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成25年11月20日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

久　元　喜　造

阪神水道企業団告示第23号

平成25年第２回阪神水道企業団議会定例会を平成25年12月２日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成25年11月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第３号）第２条の規定により、平成24年度における阪神水道企業団人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成25年11月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　職員の任免の状況

(1)　職員の採用試験（平成24年度）

区分	職種	採用予定者数	申込者数	受験者数	合格者数
大学卒	事務	1人	85人	55人	1人
	技術	3人	36人	30人	4人
短大卒（高専を含む）	事務	0人	0人	0人	0人
	技術	0人	0人	0人	0人

(2)　職員の任免

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

区分		人数
新　規　採　用		3人
昇 任 ・ 昇 格		23人
降 任 ・ 降 格		2人
退　職　者		6人
内訳	定 年 退 職	4人
	普 通 退 職	2人

（注）　早期退職は、普通退職に含む。

(3)　役職別昇任・昇格者数

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

区分	人数
部　長　級	0人
課　長　級	2人
係　長　級	10人

2　職員給与費の状況

(1)　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率B／A	【参考】前年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成24年度	18,160,993	53,355	2,191,860	12.1	9.7　(12.2)

（注）　(　)値は、水源開発事業からの撤退に伴う特別損失を除いた値。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度	241	1,050,183	332,523	423,517	1,806,223	7,495

（注）　1　職員手当には、退職手当を含まない。
　　2　職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

3　職員の平均月収額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
44歳4月	414,745円	629,825円

（注）　1　基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
　　2　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(2)　職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区　分	初任給
大学卒	176,300円
高校卒	148,700円

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区　分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	278,600円	320,700円	355,400円
高校卒	246,100円	286,800円	326,200円

4　級別職員数等の状況

(1)　級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	定型的な業務を行う職務	2人	0.8%
2　級	経験を必要とする業務を行う職務	8人	3.3%
3　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	73人　(5人)	30.2%　(2.0%)
4　級	主任の職務	87人	36.0%
5　級	室長、係長及び主査の職務	45人	18.6%
6　級	課長、場長、所長、室長、主幹、副場長及び副所長の職務	18人	7.4%
7　級	部長、次長、所長及び参事の職務	4人	1.7%

（注）　(　)内は、外書きでの再任用短時間勤務職員数

5　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（平成24年度決算） 1,783　千円	
（平成24年度支給割合） 期末手当 ２．６０月分 （１．４５）月分	 勤勉手当 １．３５月分 （０．６５）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)　退職手当（平成25年3月31日現在）

区分	自己都合	勧奨・定年等
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	34月分	44.54月分
勤続35年	49月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職（2％～20％加算） 早期退職特例措置（7％～30％加算）	
1人当たり平均支給額	25,863千円	29,186千円

（注）　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　定年退職者等の平均勤続年数は40年。

【参考】（平成25年8月9日施行）

区分	自己都合	勧奨・定年等
勤続20年	20.445月分	25.5563月分
勤続25年	29.58月分	37.2594月分
勤続35年	42.63月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分

（注）　最高限度額は、施行日から平成26年3月31日まで55.86月分、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで52.44月分である。

(3)　地域手当（平成25年3月31日現在）

支給実績（平成24年度決算）	113,505　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	470,976　円
支給対象職員数	241　人
支給率	10　％

（注）　給料、扶養手当、管理職手当（定額）の合計額に10％を乗じたもの

(4)　特殊勤務手当（平成25年3月31日現在）

支給実績（平成24年度決算）	6,263　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	36,199　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	71.5　％
手当の種類（手当数）	3

手当名	内容及び支給単価	
交 替 勤 務 手 当	(1)　交替制勤務に服する職員のうち、正規の勤務時間としての午後3時30分から翌日午前9時まで勤務した者に対して支給	1,700 円/回
	(2)　交替制勤務に服する職員のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日における正規の勤務時間として勤務した者に対して支給	5,000 円/回
	午後3時30分から翌日午前9時までの勤務にあっては勤務1回につき1,700円を加えた額を支給	
危 険 作 業 手 当	(1)　トンネルの坑内において、トンネル工事の監督又はトンネル堀り作業に常時直接従事する職員に対して支給	900 円/月
	(2)　塩素滅菌室内において、塩素滅菌するための薬品、器具等を取替え、点検し、又は調整する作業に常時直接従事する職員に対して支給	300 円/月
	(3)　水中作業に直接従事する職員に対して支給	600 円/回 又は
	業務内容により支給額が異なる	400 円/回
	(4)　圧搾空気内で行う作業に直接従事する職員に対して支給	160 円/時間
非 常 作 業 手 当	正規の勤務時間外（休日における正規の勤務時間を含む。）において、非常災害その他別に定める事故のため緊急の呼集を受け、住居その他勤務場所以外の場所から出勤し、1時間以上にわたって復旧作業等その対策に従事した場合に支給	1,000 円/回
	その勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合	2,000 円/回

(5)　時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	47,709　千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	264　千円
支給実績（平成24年度決算）	40,893　千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	237　千円
職員1人当たり年平均時間数（平成24年度）	80.2　時間
職員1人当たり月平均時間数（平成24年度）	6.7　時間

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6)　その他の手当（平成25年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績（平成24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　13,000 円 それ以外の扶養親族　6,500 円 配偶者を有しない場合 1人目　11,000 円 16歳の年度始め～22歳の年度末までの子に加算する額 子1人につき5,000円加算	41,097千円	174,879円
住 居 手 当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に対して支給 持家　10,200 円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額　27,000 円	27,193千円	115,714円
通 勤 手 当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等の交通用具を使用している職員等に対して支給 交通機関利用者 交通用具使用者 交通機関と交通用具の併用者 最高支給限度額　55,000 円	43,786千円	180,934円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長級（7級）　※55歳以上　△1.5％　100,000 円 課長級（6級）　※55歳以上　△1.5％　71,000 円 係長級（5級）　42,000 円	45,964千円	686,026円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	14,487千円	258,690円

6　特別職の報酬等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等
給料	企業長	795,000 円 （　1,060,000 円）
	副企業長	680,000 円 （　850,000 円）
報酬	議長	60,000 円
	副議長	56,000 円
	議員	52,000 円
	監査委員	54,000 円
期末手当	企業長	（平成24年度支給割合） 2.60月分
	副企業長	

区　分		給料月額等		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	企　業　長	給料月額×在職月数×0.2	7,632,000 円	任期ごと
	副 企 業 長	給料月額×在職月数×0.2	6,528,000 円	任期ごと

（注）　1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

【参考】　特別職員の区分に応じての支給率の変更（平成25年8月9日施行）

企業長　　0.20　→　0.16

副企業長　　0.20　→　0.16

7　職員数の状況

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年度	平成31年度	235人　（△48人：△17％）削減

8　職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間・休憩時間・休息時間

原則として月曜から金曜まで

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 ～13時00分

（注）　交替制勤務については、2交替制で、昼勤は8時45分から17時30分、夜勤は15時30分から翌9時までの勤務。休憩時間はそれぞれ1時間、2時間。

(2) 主な休暇制度等

① 制度の概要

条例上の休暇の種類(名称)	概　　要
年 次 休 暇	原則として1月1日に20日/年 20日を限度に翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等による療養休暇	公務又は通勤により負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合に、企業長が療養を必要と認める期間
私 傷 病 による療養休暇	公務又は通勤によらないで負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、企業長が特に療養を要すると認めたときに、1暦年で90日以内。
産前、産後休暇	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 出産日の翌日から8週間
結 婚 休 暇	職員が結婚した場合、連続して7日以内
忌 服 休 暇	職員の親族が死亡した場合、7日以内で親族に応じて定める日数
特 別 休 暇	(1) 風水震火災その他の非常災害による交通しゃ断があった場合に、そのつど必要と認める期間
	(2) 選挙権その他公民としての権利の行使の場合に、そのつど必要と認める時間
	(3) 職員の妻が出産する場合に出産日の前後各1週間を通じ、3日以内の期間
	(4) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、5日の範囲内で必要と認める期間
	(5) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1暦年につき5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内で必要と認める期間
	(6) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1暦年につき5日の範囲内で必要と認める期間

② 年次休暇の取得状況

	平均付与日数	平均取得日数	平均消化率
平成24年	19.9日	15.6日	78.6%

(3) 育児休業及び部分休業について

① 制度の概要

休業の種類(名称)	概　　要	取得単位
育 児 休 業	職員の養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
部 分 休 業	職員の養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、取得が可能。勤務しない時間は無給。	30分単位

② 育児休業及び部分休業の取得者数（平成24年度）

	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

（注）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成24年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した職員数、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成23年度から平成24年度にかけて引き続いている職員数。

9　分限及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分者数（平成24年度）

降　　任	0人
免　　職	0人
休　　職	1人
計	1人

(2)　懲戒処分者数（平成24年度）

戒　　告	0人
減　　給	0人
停　　職	0人
免　　職	0人
計	0人

10　職員の福利厚生に関する状況

(1)　共済組合

兵庫県市町村職員共済組合に加入。

(http://www.h-kyosai.or.jp/)

(2)　阪神水道職員厚生会

会員掛金・事業主負担金は給料月額の5/1000

事業名	内　容	
文化体育事業	ボウリング、テニス等各種スポーツ大会開催、クラブ活動補助、観劇会（3年に1回）	
給付事業	傷病見舞金	疾病又は負傷のため30日以上療養したとき
	出産祝金	本人並びに配偶者が出産したとき
	入学祝金	子が小学校、中学校、高等学校に入学したとき
	永年会員祝金	25年勤続
	家族慰安旅行助成金	55歳ただし30年以上勤続
	結婚祝金	結婚したとき
	弔慰金	本人及び親族が死亡したとき
	災害見舞金	災害により家財に損害を受けたとき
	退会時餞別金（勤続5年を超える者）	退会したとき
貸付事業	臨時に資金を必要とするとき	

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成25年11月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　業務概要

⑴　業務名称

浄水発生土の効率的な運用に関する検討業務委託

⑵　業務内容

本業務は、浄水発生土の効率的な有効利用の調査手法、天日乾燥池の必要規模、仮置き場等の課題と評価を行うものである。

本業務の構成は以下のとおり。

ア　新たな有効利用方法と業者選定方法

浄水発生土の有効利用方法と業者選定についての調査（他団体調査含む）

イ　有効利用用途を広げるための措置

需要者が求める浄水発生土の性状調査（形状、含水率等）

ウ　猪名川天日乾燥池の必要性と規模

緊急時における天日乾燥池の容量等

エ　猪名川・尼崎ケーキ仮置き場の場所と規模

通常・緊急時における仮置き量と適正な仮置き場所の調査

⑶　履行期間

契約日から平成26年３月28日㈮まで

2　プロポーザルを求める内容

上記業務の実施にあたってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

浄水発生土を効率的に有効利用するための調査手法と、その有効利用方法や課題と評価について

3　資格要件

参加表明者及び配置技術者に関する資格要件は次のとおりとし、資格要件全てを満たす必要がある。

⑴　参加表明者の資格要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

イ　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に関する暴力団又は暴力団員（ 以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

オ　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

カ　過去10年間において、水道事業又は水道用水供給事業における浄水場の浄水発生土有効利用に係る業務委託又は提案、調査等の実績を有すること。

4　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

⑴　参加表明に必要な書類は次のとおりとし、様式－１～４を記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア　参加表明書（様式－１）

イ　法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ　印鑑証明書

エ　過去10年間において、水道事業又は水道用水供給事業における浄水場の浄水発生土有効利用に係る業務委託又は提案、調査等の実績（様式－２）

オ　業務実施体制（様式－３）※再委託又は学識経験者等の協力を得る場合に提出すること。

カ　その他必要書類（様式任意）

⑵　参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
浄水発生土の有効利用に係る実績	・　水道事業又は水道用水供給事業における浄水場の浄水発生土有効利用に係る実績を１件記載する。 ・　記載する実績は過去10年間のものとする。 ・　実績を証明できる書類の写しを添付すること。 ・　記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含

	めＡ４判１枚以内に記載する。
業務実施体制調書	・　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・　記載様式は様式－３とする。

5　参加表明書及びその他必要書類（以下「参加表明書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成25年12月９日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から正午まで及び午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配布	公告の日～平成25年12月９日
提案書提出の受付	～平成25年12月27日
提案書の特定及び契約締結	平成26年１月14日～

⑵　提案説明書の配布

参加表明書の提出者に対して、当企業団から提案説明書を配布する。

⑶　業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、当企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、技術提案書の評価は行わない。

7　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8　その他の留意事項

⑴　委託業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑵　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

⑶　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷　参加者のうち、当企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

⑸　業務実績については、我が国の公共事業体における実績をもって判断する。

⑹　提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は業務委託者の特定以外には使用しない。

⑺　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、５⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑻　契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

⑼　本業務における成果及び、業務に関し新たに取得した技術的知識は当企業団に帰属するものとする。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所
商号又は名称
代表者名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成25年11月28日

2　業務名　浄水発生土の効率的な運用に関する検討業務委託

担当部署
担当者名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
E－mail

様式－2

・浄水場の浄水発生土有効利用に係る業務委託又は提案、調査等の実績（過去10年間）

業務名	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注１：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること
注２：企業が業務を実施したことを証明できる書類の写しを添付すること。

様式－３

・業務実施体制

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注１：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。
注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　東配第１号
　　工 事 名　　１期東部配水管（本線）更新工事その１

⑵　工事場所　　尼崎市南塚口町４丁目５番地先～尼崎市南塚口町７丁目20番地先

⑶　工事概要　　１期東部配水管（本線）の経年劣化に伴い、ダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。

ア　土工　　一式
イ　管材料費　ダクタイル鋳鉄管（φ700～500）　一式
ウ　据付及び継手工　一式

エ　既設管撤去工　一式
オ　舗装復旧工　一式
カ　付帯工　一式
⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年12月22日㈪まで
⑸　支払方法　２回払い（中間１回）
⑹　前金払　あり
⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。
イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。
ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日（平成25年12月下旬）まで有効期間があること。
エ　国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注管布設工事の元請として、口径500mm以上のS型、UF型、KF型及びNS型のいずれかのダクタイル鋳鉄管継手の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。
⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法
⑴　電子入札の場合
ア　提出書類
㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
イ　受付期間　公告日から平成25年12月17日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）
ウ　留意事項　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札シス

テム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合
紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
ア　提出書類
㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
㈡　上記５⑴アに示す提出書類
イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　公告日から平成25年12月16日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法
⑴　電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　第１日目　平成25年12月18日㈬午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年12月19日㈭午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　平成25年12月20日㈮　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
⑴　件　名　パーソナルコンピュータ　一式

⑵　納入場所　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
浄水管理事務所（尼崎市田能５丁目11番１号）
送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）
水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　概　　要　パーソナルコンピュータの購入（購入仕様書のとおり）
⑷　納入期限　契約後40日以内
⑸　支払方法　完納払い
⑹　前金払　なし
⑺　予定価格　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　免除
⑿　担保保証金　免除
⒀　そ の 他　保証サービス（購入仕様書のとおり）

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（物品：事務機器）を有していること。

４　入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　仕様書に関する質問
仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。
⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回 答 日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法
⑴　提出書類
ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
⑵　提出部数　１部
⑶　受付期間　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　平成25年12月20日㈮　午後１時30分から
⑵　場　　所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第64号
　　工 事 名　　給排気換気装置点検整備工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場(尼崎市南塚口町４丁目５番65号)
⑶　工事概要　　給排気装置（13台）の点検整備を行う。
　ア　猪名川浄水場　Ｉ系活性炭操作室　８台
　イ　尼崎浄水場　　ろ過池　　４台
　ウ　尼崎浄水場　　オゾン接触槽　　１台
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項
　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。
　イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度出力の給排気装置の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に

連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部

⑶　受付期間　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　時　平成25年12月20日㈮　午後１時45分から

⑵　場　所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　工管事第66号
工事名　熱交換器点検整備工事

⑵　工事場所　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　工事概要　コージェネレーション設備用熱交換器の点検整備を行う。

ア　エンジン及び温水焚用熱交換器点検整備工　１台

イ　蒸気吸収用熱交換器点検整備工　１台

ウ　暖房用熱交換器点検整備工　１台

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで

⑸　支払方法　完成払い

⑹　前金払　なし

⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す熱交換器点検整備工事の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部
⑶　受付期間　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日時　平成25年12月20日㈮　午後２時00分から
⑵　場所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第27号
　　委 託 名　　オゾン接触槽及び活性炭吸着槽圧力室清掃業務委託

⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　委託概要　　オゾン接触槽及び活性炭吸着槽圧力室内の堆積物及び浮遊物を除去するため、清掃を行う。

ア　猪名川浄水場　オゾン接触槽清掃工（Ⅰ系）　３槽
　　活性炭吸着槽圧力室清掃工（Ⅰ系及びⅢ系）　30槽

イ　尼崎浄水場　　オゾン接触槽清掃工　　１槽
　　活性炭吸着槽圧力室清掃工　　16槽

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が820点以下で、本契約予定日（平成25年12月下旬）まで有効期間があること。

4　入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。
⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法
⑴　提出書類
ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
⑵　提出部数　１部
⑶　受付期間　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）

7　開札の日時、場所等
⑴　日　時　平成25年12月20日㈮　午後２時15分から
⑵　場　所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告
事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。
本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。
なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。
平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項
⑴　起工番号　工管事第63号
工事名　薬品注入配管修理工事
⑵　工事場所　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
⑶　工事概要　次亜塩素酸ナトリウム配管を塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）より硬質塩化ビニル管（HIVP）に取替え修理を行う。

ア　注入配管撤去及び据付工　一式
イ　付帯工　一式
⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで
⑸　支払方法　完成払い
⑹　前金払　なし
⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　１年
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）を有していること。
イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水道施設における薬品注入配管設置工事又は修理工事の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。
⑴　受付期限　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法
⑴　電子入札の場合
ア　提出書類
(ｱ)　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
(ｲ)　添付書類
同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
イ　受付期間　公告日から平成25年12月17日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）
ウ　留意事項　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑵　紙入札の場合
紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する

者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ア)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(イ)　上記５(1)アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成25年12月16日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成25年12月18日(水)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年12月19日(木)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成25年12月20日(金)　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

(1)　起工番号　　工施第13号
工 事 名　　計装及びテレメータ無停電電源装置点検整備工事

(2)　工事場所　　奥谷横坑(芦屋市朝日ヶ丘15)
上ヶ原量水池(西宮市甲山町56番1；神戸市水道局上ヶ原浄水管理事務所内)
芦部谷接合井(西宮市甲山町42番地)
篠原量水池(神戸市灘区篠原北町４丁目60)

住吉配水池(神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-1)
本山配水池(神戸市東灘区本山町北畑字伊勢講田613)
芦屋調整池(西宮市深谷町２番53号)
越水配水池(西宮市奥畑6-35；西宮市水道局越水浄水場内)
奥山配水池(芦屋市山手町134番地；芦屋市上下水道部奥山配水池)

⑶　工事概要　　奥谷横坑及び各配水池に設置している計装設備用及びテレメータ設備用無停電電源装置の点検整備を行う。

ア　計装用無停電電源装置点検整備工　　一式
イ　テレメータ用無停電電源装置点検整備工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月20日㈭まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度出力容量の無停電電源装置点検整備工事の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）
７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成25年12月20日㈮　午後２時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年12月４日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　工送第26号
　　工 事 名　　冷却塔点検整備工事
⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
⑶　工事概要　　第２ポンプ室に設置している送水ポンプ用冷却塔設備の点検整備を行う。
　ア　分解点検清掃工　一式
　イ　整備組立工　　一式
　ウ　試運転調整工　　一式
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除
２　応募方法　　単独企業による。
３　入札参加資格
　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
　　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度出力の水冷電動機用冷却塔設置工事又は点検整備工事の施工実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年12月10日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年12月13日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成25年12月19日㈭まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年12月20日㈮　午後２時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664